

川 総 発 第 3 8 号  
令和6年12月24日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 福田 洋子 様  
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年10月30日執行の総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（総務課）

総務課の寄附金において、収納金の払込が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

12月17日火曜日に現金による寄附金の受付を行い、当日中に収納金の払込処理を行ないました。

今後も適正な事務の執行を継続して参ります。

